

一般社団法人日本生物教育学会 総務委員会規程

〈名称〉

第1条 本委員会は、「総務委員会」と称する。

〈目的〉

第2条 本委員会は、日本生物教育学会の運営に関する業務を行うことを目的とする。

〈事業〉

第3条 本委員会は、前項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 学会の運営に関する企画、調整、連絡、事務処理等に関すること
- (2) 学会の会計業務に関すること
- (3) 事務局の業務を管理すること
- (4) その他、第2条の目的を達成するのに必要な業務

〈委員会の構成〉

第4条 本委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副会長の一人を日本生物教育学会会長が委嘱する。委員長は、委員会の運営を統括する。
- 3 委員は、理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。

〈委員の任期〉

第5条 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

〈委員会の開催〉

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。e-mail 等 による委員会を開催することができる。

〈経費〉

第7条 委員会の経費は、日本生物教育学会より支弁された費用によって賄う。

〈規程の改廃〉

第8条 本規程の改廃は、日本生物教育学会理事会の承認を得て行う。

附則

本規程は、日本生物教育学会理事会の承認を経て2017年1月6日から発効するものとする。